

1 基本情報

事業名称	南区保健福祉連携推進事業				
事業目的	南区民が抱える課題が多様化・複雑化する中で、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者などの属性を越え、関係機関が連携してチームとして支援する体制を構築する。				
事業概要	南区民の保健福祉分野における複合的な問題に対応するため、南区役所内の保健福祉関係機関が連携しチームとして支援を行う「南区保健福祉総合相談体制」を運用する。				
実施主体	南保健福祉総合センター	実施場所	南保健福祉総合センター	実施時期	令和7年4月～令和8年3月

2 設定指標

活動指標	「南区保健福祉総合相談体制」の運用	目標	R4 「南区保健福祉総合相談体制」の構築	R5 「南区保健福祉総合相談体制」の運用	R6 「南区保健福祉総合相談体制」の運用	R7 「南区保健福祉総合相談体制」の変更とその運用
		実績	体制の構築	体制の運用	体制の運用	体制の変更とその運用
成果指標		目標	R4	R5	R6	R7
		実績				

3 事業評価

決算額 0 円

①妥当性	◎	②費用対効果	◎	⑤総合評価	○	評価基準
南区民が抱える課題が多様化・複雑化する中で、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者などの属性を越え、南区役所内の保健福祉関係機関が連携してチームとして支援することについて妥当性がある。		事業推進に関し、費用は必要としなかったため、費用対効果はある。		「南区保健福祉総合相談体制」を運用し、南区役所内の保健福祉関係機関が連携しチームとして支援を行った。		◎：非常に高い水準で達成 ○：十分な水準で達成 △：達成度が限定的 ×：達成されていない －：評価対象外
③庁内・公民等連携	△	④区の計画への寄与度	○			
「南区保健福祉総合相談体制」は支援者側の取組であり、区民の多様化・複雑化する課題解決のための支援は継続する。		「南区保健福祉総合相談体制」は支援者側の取組であるため、取組内容を直接南区民にお知らせすることはなかったが、結果的には南区民に支援の効果としては還元され、区の計画へ寄与した。				

4 課題と対応方針及び今後の方向性

課題	区域まちづくり事業としての継続実施	今後の方向性	廃止
対応方針	南区保健福祉連携推進事業については、これまで南区独自に実施してきたが、令和6年度から堺市として重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の一つである「多機関協働事業」として実施している。当該事業は法に基づく事業であり、令和8年度以降も引き続きこの形態で運営していく予定であることから、区域まちづくり事業としての位置づけからは除外し、本事業は廃止する。		